二　法第百九十四条第一項第七号に規定する控除対象配偶者である国外居住親族　当該国外居住親族が当該居住者の配偶者に該当する旨

三　法第百九十四条第一項第七号に規定する控除対象扶養親族である国外居住親族　当該国外居住親族が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨

3　法第百九十四条第五項の規定による申告書を提出する居住者は、国外居住親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

第三百十八条の次に次の二条を加える。

（従たる給与についての扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示）

第三百十八条の二　法第百九十五条第一項又は第二項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書に同条第一項第四号に掲げる事項の記載をした居住者は、次の各号に掲げる記載がされた者の区分に応じ、当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一　法第百九十五条第一項第四号に規定する控除対象配偶者で、当該申告書に非居住者である旨の記載がされた者　その者が当該居住者の配偶者に該当する旨

二　法第百九十五条第一項第四号に規定する控除対象扶養親族で、当該申告書に非居住者である旨の記載がされた者　その者が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨

（給与所得者の配偶者特別控除申告書に関する書類の提出又は提示）

第三百十八条の三　法第百九十五条の二第一項（給与所得者の配偶者特別控除申告書）の規定による申告書に同項第三号に規定する配偶者が非居住者である旨の記載をした居住者は、当該記載がされた配偶者についての次に掲げる書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）の規定により提出し、又は提示したその配偶者に係る第一号に掲げる書類については、この限りでない。

一　その配偶者が当該居住者の配偶者に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの

二　その配偶者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの

第三百十九条の六第一項中「及び第三百十九条の十一」を削る。

第四編第二章中第三百十九条の十二を第三百十九条の十三とする。

第三百十九条の十一中「第二百三条の五第四項」を「第二百三条の五第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条を第三百十九条の十二とする。

第三百十九条の十の次に次の一条を加える。

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に関する書類の提出又は提示）

第三百十九条の十一　法第二百三条の五第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定による申告書に同項第六号に掲げる事項の記載をした居住者（同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、次の各号に掲げる記載がされた者の区分に応じ、当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一　法第二百三条の五第一項第六号の控除対象配偶者で、当該申告書に非居住者である旨の記載がされた者　その者が当該居住者の配偶者に該当する旨

二　法第二百三条の五第一項第六号の控除対象扶養親族で、当該申告書に非居住者である旨の記載がされた者　その者が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨

三　法第二百三条の五第一項第六号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者以外の障害者で、当該申告書に非居住者である旨の記載がされた者（前二号に掲げる記載がされた者を除く。）　その者が当該居住者の親族に該当する旨

第三百二十八条中「非居住者又は法人の所得に係る」を削り、同条第一号中「第百六十一条第二号又は第八号イ」を「第百六十一条第一項第六号又は第十二号イ」に改め、同条第二号中「第百六十一条第三号」を「第百六十一条第一項第七号」に改め、同条第三号中「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に改める。

第三百二十八条の二中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第三百三十条第四号中「同条第一項各号に掲げる国内源泉所得」を「同項に規定する対象国内源泉所得」に、「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同条第六号中「国内源泉所得」を「対象国内源泉所得」に改め、同条第七号を削る。

第三百三十一条第一項第二号中「国内にある事務所等」を「国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるもの。第三百三十三条第一項第一号（非居住者が源泉徴収の免除の要件に該当しなくなつた場合の手続等）において「国内にある事務所等」という。）」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「国内源泉所得のうち」を「同項に規定する対象国内源泉所得のうち」に、「当該国内源泉所得」を「当該対象国内源泉所得」に、「あて先」を「宛先」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「その者が法第二百十四条第一項第二号又は第三号に規定する非居住者に該当する場合には、」を削り、「同項」を「法第二百十四条第一項」に、「これらの号に掲げる国内源泉所得」を「同項に規定する対象国内源泉所得」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

第三百三十一条の二を削る。

第三百三十二条中「第二百十四条第一項第一号」を「第二百十四条第一項」に改め、同条第一号中「第百六十一条第七号」を「第百六十一条第一項第十一号」に改め、「報酬、料金等に係る」を削り、同条第二号中「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に改め、同条第三号中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改める。

第三百三十三条第一項第二号中「法第二百十四条第一項各号に規定する非居住者に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に改める。

第三百三十四条中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に、「同条第八号イ」を「同項第十二号イ」に改める。

第三百三十七条第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等（法第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この編において同じ。）を送信しなければ」に改め、同条第二項中「（利子、配当等の受領者の告知）」を削り、同条第三項中「その者から」の下に「申請書（その者の」を加え、「申請書」を「もの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信を受けているものに限る。）」に、「提示」を「提示又は署名用電子証明書等の送信」に改める。

第三百三十八条第一項中「提示」を「提示又は送信」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第三項中「国債に関する法律」の下に「（明治三十九年法律第三十四号）」を加える。